

リスク期間が拡大した 2022 年の AGM シーズンに向けて

こちらは、英文記事「[Prepare for a longer 'AGM moth' season in 2022](#)」（2022 年 2 月 1 日付）の和訳です。



カナダと米国は、日本とロシアの特定の港に寄港した船舶に対して AGM 不在証明書を要求する期間を延長しました。森林害虫である AGM が外航船を介して北米に拡散するリスクを抑えることが目的です。

カナダと米国は長年にわたり、AGM（旧称：アジア型マイマイガ）が生息するアジア太平洋地域に寄港した船舶に対し、AGM の出港前検査や不在証明書提示の制度を共同で実施してきました。この制度で問題が生じないよう考慮すべき重要な点は、AGM が飛翔して船舶に卵塊を産み付けるリスクの高い時期を把握することです。この期間は特定リスク期間（SRP）と呼ばれ、各港における AGM の捕獲データや船舶検査結果、気候などの要素を基に決定されます。

制度開始当初に決められた SRP は採用から数年が経過しているため、北米植物防疫機関（NAPPO）の AGM 専門グループが最近の情報とデータを収集し、AGM 規制の対象となるすべての国（中国、日本、韓国、ロシア）の SRP について見直しを行いました。調査の結果と結論は [NAPPO Position Document 07](#) で発表されており、以下のような提案がなされています。

- 日本について、各港の現在の気候を踏まえて AGM 規制対象地域を修正する。

- 日本とロシアの規制対象地域について、SRPの開始日を繰り上げ、終了日を繰り下げる。
- 中国と韓国については、当初からのSRPを維持する。
- AGM規制要件を順守しやすくするため、SRPを6種類から4種類にまとめる。

カナダ、米国とともに、上記の提案を自国のAGM規制制度の方針・手続に既に盛り込んでいます。したがって、**2022年**から、両国が定める出港前のAGM不在証明書の提示要求は、以下の規制対象地域とSRPに基づくこととなります。

AGM REGULATED AREA		2021 SRP	2022 SRP
East Russia Nakhodka, Ol'ga, Plastun, Pos'yed, Russkiy Island, Slavyanka, Vanino, Vladivostok Vostochny, Zarubino, Kozmino		1 Jul – 30 Sep	15 Jun – 15 Oct
China All ports in northern China, including all ports north of Shanghai (defined as all ports on or north of 31°15' N latitude)		1 Jun – 30 Sep	1 Jun – 30 Sep
South Korea All ports		1 Jun – 30 Sep	1 Jun – 30 Sep
Japan - Northern Hokkaido, Aomori, Iwate, Miyagi, Akita* , Yamagata* , Fukushima		1 Jul – 30 Sep	15 Jun – 15 Oct
Japan Central (2022)	Japan – Western (2021) Niigata, Toyama, Ishikawa,	25 Jun – 15 Sep	1 Jun – 30 Sep
	Japan – Eastern (2021) Fukui, Ibaraki, Chiba, Tokyo, Kanagawa, Shizuoka, Aichi, Mie	20 Jun – 20 Aug	
Japan - Southern Wakayama, Osaka, Kyoto, Hyogo, Tottori, Shimane, Okayama, Hiroshima, Yamaguchi, Kagawa, Tokushima, Ehime, Kochi, Fukuoka, Oita, Saga, Nagasaki, Miyazaki, Kumamoto, Kagoshima		1 Jun – 10 Aug	15 May – 31 Aug
Japan – Far Southern Okinawa		25 May – 30 Jun	25 May – 30 Jun
* Akita and Yamagata were in Western SRP region of Japan in 2021			

北米に寄港する船舶については、SRPの変更により、日本とロシアに寄港した船舶に対して AGM 不在証明書が要求される期間が延長されることとなります。ただし、変更初年度である 2022 年は、旧基準と新基準の移行期間が設けられます。例えば、旧リスク期間（2021 SRP）実施中に AGM 不在証明書を取得した船舶については、新リスク期間（2022 SRP）が実施された年にいずれかの規制対象地域に戻っていない場合は罰則の対象にはなりません。

米国とカナダは、AGM の出港前検査や不在証明書の要件について全面的に一致しているものの、国内の規則や方針上、入港手続についてはまだ相違点があるので注意してください。両国の AGM 関連の入港手続の詳細については、以下をご参照ください。

- [Plant protection policy for marine vessels arriving in Canada from areas regulated for AGM \(AGM 規制対象地域からカナダに入港する船舶に対する植物防疫方針\)](#)
- [Special procedures for ships arriving the US from areas with AGM \(AGM 生息地域から米国に入港する船舶に対する特別手続\)](#)

入港船舶に対して AGM に関する規制や検査を設けているその他の国

カナダと米国以外に、入港船舶に対して AGM に関する規制や検査を設けているとされる国は、チリ、アルゼンチン、オーストラリア、ニュージーランドです。

規制の目的は AGM の侵入防止という点で各国とも同じですが、規制対象地域や SRP について国際的な統一基準はありません。ただ、NAPPO によれば、これまで規制実施国間で議論が行われており、AGM 制度について各国間で引き続き足並みを最大限揃えていくとのこと。そのため、NAPPO の AGM 専門グループが提案した SRP の改定内容は、他の規制実施国の AGM 制度にも影響を及ぼす可能性があります。

Gard のウェブサイト内の「[Frequently asked questions - managing 'AGM moth' risks \(AGM のリスク管理に関してよくある質問\)](#)」のページに、各規制実施国が定める要求事項の概要、感染政府機関のウェブサイトへのリンクを掲載していますので参考にしてください。

推奨事項

ロシア東部、日本、韓国、中国北部への寄港を予定している船舶がある場合、該当船の船長に対して、AGM の飛翔シーズンが到来していることの再確認を促すようにしてください。北米に寄港する船舶については、船内での AGM 関連の手続を日本とロシアにおける SRP の改定を踏まえた内容に更新する必要もあります。規制実施国には本船上に AGM が不在の状態に到着することが重要であ

り、必要な AGM 関係書類を入港前に港湾職員に提出しなければならないことを念押ししてください。また、航海中に実施すべき AGM 自己点検の要領書を船内に備え置くようにしてください。

カナダの [Inspect Before Entry](#) や米国の [Gypsy Moth Inspectional Pocket Guide](#) など、船舶の自己点検の実施に関するガイドが各国当局から発行されています（ダウンロード可能です）。これらのガイドには、AGM の卵塊の外観、船内で卵塊が発見されやすい場所、卵塊の除去や廃棄の方法など、乗組員にとって有益な情報が掲載されています。

AGM 規制対象地域に寄港を予定している、もしくは既に寄港した船舶で、新型コロナウイルスの感染防止規制の影響で AGM の船内検査や不在証明書の発行に対応してもらえない場合は、感染防止規制を行っていない港でこうしたサービスの手配が可能かを検討してください（例：規制対象地域外でサービスを提供している公認検査機関の支社に依頼する）。また、現地の感染防止規制を受けて、船内検査や不在証明書の発行を港から拒否された場合は、その旨を書面で通知してもらおうとよいでしょう。運航者から見て、AGM 不在証明書を発行してもらえないような状況だったと思われる場合は、その旨を関係当局に伝えて検証してもらう必要があります。

アジア型マイマイガ（AGM）の俗名変更

米国昆虫学会（[ESA](#)）は、不適切、もしくは不快な印象を与えかねない昆虫の俗名について見直しと変更を行っており、その一環として、*Lymantria* 属と近い関係にある種群の俗名となっている「gypsy moth」を削除することにしました。この種の新しい俗名は現在検討中です。

新しい俗名についての最終結論が出るまで、AGM の種群に含まれる蛾については、学名（*Lymantria dispar asiatica*、*Lymantria dispar japonica*、*Lymantria umbrosa*、*Lymantria postalba*、*Lymantria albescens*）または「AGM」の略称で呼ぶこととします。

「AGM のリスク管理に関してよくある質問」については、[印刷に適した PDF 版\(英文のみ\)](#) もご用意しています。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。